

令和2年4月28日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

「緊急事態宣言」による臨時休業の再延長について

現在「緊急事態宣言」が発令中であり、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出・移動の自粛が要請されています。

春日井市では、愛知県からの要請と現在の県内の感染状況から、小中学校の臨時休業期間を5月31日まで再延長することに致しました。

保護者の皆様には、現状をご理解いただき、より一層の感染拡大防止に努めていただきますようよろしくお願ひします。

《臨時休業の延長について》

1 期 間 4月7日（火）～~~5月6日（水）まで~~
~~5月31日（日）まで~~

（5月21日以降は、学校再開準備期間とすることを予定しています）

2 過ごし方

- ・ 健康記録表に毎日記録するとともに、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけてください。
- ・ お子さんの様子をよく観察し、発熱等の症状が出た場合は、学校に連絡をしてください。また、次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます)
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

帰国者・接触者相談センター（春日井保健所） 電話31-2189
(平日：午前9時～午後5時、夜間・土・日・祝日：カコル（24時間）体制)

- ・ 感染防止のため、不要不急の外出・移動をせず自宅で待機してください。
- ・ 3つの密（密閉・密集・密接）を徹底的に避ける、マスクを着用するなど感染防止をしてください。
- ・ 学習課題の配付とともに、授業の動画（中学校は国語、社会、数学、理科、外国語、小学校は国語、算数、外国語）を順次配信していきます。利用方法については、学校から連絡をします。
- ・ お子さんに、学習を計画通り進めよう指導・支援をするとともに、励ましをお願いします。
- ・ 休業中、学校からの連絡があることもありますので、緊急メールやアプリ通知及び学校ホームページを確認してください。

《登校日について》

緊急事態宣言中は、感染防止のため登校日は行いません。学校が学習課題等を配付する場合は、指定する日時に個別に取りに行ってください。

《小学校自主登校教室・小学校放課後なかよし教室について》

感染拡大防止、集団感染抑止のため、医療従事者など、保護者が休めない場合に限つての利用にしてください。**（保護者の皆さん一人一人の協力が必要です。お願いします。）**

※予定通りの再開のために、行動を80%抑えるなど、一層の感染拡大防止にご協力をお願いします。

※臨時休業が長期にわたっているため、夏季休業（夏休み）の大幅な短縮を検討しています。詳細は後日お伝えします。